締約国に関する情報 ＳＤ	スーダン 一　般　情　報	附属書　Ｂ１ ＳＤ
国内官庁の名称	Registrar General of Intellectual Property Department (Sudan) （知的財産登録長官部（スーダン)）	
所在地	Elgomhouria Street, Elmogran Area, Khartoum, Sudan	
郵便のあて名	P.O. Box 744, Khartoum, Sudan	
電話番号 電子メール インターネット ファクシミリ装置	(249-155) 12 68 62 (249-183) 74 23 58 epct.info@ipsudan.gov.sd http://www.ipsudan.gov.sd (249-183) 74 23 56	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4)	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1)	受理する	
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳ[1]から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2))	用意なし	
スーダンの国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	ＡＲＩＰＯ事務局，ＷＩＰＯ国際事務局 又は知的財産登録長官部（スーダン） 国内官庁に問合せされたい	
スーダンが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁	国　内　保　護：知的財産登録長官部（スーダン） ＡＲＩＰＯ保護：ＡＲＩＰＯ事務局	
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	国　　内：特許 ＡＲＩＰＯ：特許，実用新案（実用新案は，ＡＲＩＰＯ特許に代えて又はＡＲＩＰＯ特許に追加して求めることができる)	

［次頁に続く］

1 ＷＩＰＯ ＤＡＳについての詳細情報は次から入手可能である：https://www.wipo.int/en/web/das

ＳＤ	スーダン（続き）	ＳＤ
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するスーダンの規定（ＰＣＴ第15条）	な　し	
国際公開に基づく仮保護	な　し	
スーダンが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
スーダンが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか，又は出願後に提出することができる。ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合，管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	な　し	
ＡＲＩＰＯ特許については，附属書Ｂ２のアフリカ広域知的財産機関（ＡＰ）を参照		